

2 2. 一般廃棄物処理施設に係る排出量

本項では、一般廃棄物処理施設に係る排出量として「焼却施設」、「最終処分場」の2つの排出源区分に係る排出量の推計方法を示す。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号。以下「化管法」という。)においては、廃棄物処理施設から排出される化管法対象化学物質の排出量のうち、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく実測義務があるもの、及びダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号。以下「ダイオキシン特措法」という。)に基づく実測義務があるもの以外の付随的に生成される化学物質の排出量については届出対象となっていない。したがって、本推計においては、届出された物質以外の化学物質の一般廃棄物の処理施設からの環境中への排出を対象とし、その方法について以下に示す。

(1) 排出の概要

①推計対象物質

一般廃棄物処理施設における PRTR 対象化学物質等の測定に係る調査(平成 28 年度、環境省)等では、全国の市区町村及び一部事務組合が設置・管理している(又は過去に設置・管理していた)一般廃棄物処理施設(焼却施設及び最終処分場)に対してアンケート調査が行われ、排ガス等の濃度データ、及びそれに付随する排ガス量等のデータが得られた。したがって、当該アンケート調査において、焼却施設からの大気への排出に係る測定下限値[※](以下「下限値」という。)以上の排ガス濃度の測定データが十分得られ、排出量推計が可能と見込まれるものとして 10 物質を推計対象とした(表 22-1)。また、同アンケート調査において、最終処分場からの公共用水域への排出に係る下限値以上の排水濃度の測定データが十分得られ、排出量推計が可能と見込まれるものとして 3 物質を推計対象とした(表 22-2)。

※:測定下限値とは、全国の市町村及び一部事業組合が設置・管理している(又は過去に設置・管理していた)一般廃棄物処理施設に対するアンケート調査において、回答が得られた下限値を指す。

なお、対象化学物質のうち金属化合物を含むものについては、含有する金属元素を合算し、金属元素の排出量を把握・届出することとされている。このため、排ガス濃度の測定データについても、含有する金属元素の量となるよう換算して推計に用いている。また、排ガス中の元素の存在形態としては単体や水溶性化合物、水溶性でない化合物が混在していると考えられるが、一般的な排ガス測定においては酸性溶液に溶解した物質を分析するため、形態の明確な峻別は困難であることに鑑み、検出された金属元素が全て関連する対象化学物質であると整理している。

表 22-1 焼却施設において届出外排出量の推計対象とする対象化学物質

対象化学物質		排出量を算出する場合に 換算する元素等 ^{※2}
物質番号 ^{※1}	物質名	
1	亜鉛の水溶性化合物	亜鉛 (Zn)
75	カドミウム及びその化合物	カドミウム (Cd)
87	クロム及び三価クロム化合物	クロム (Cr)
237	水銀及びその化合物	水銀 (Hg)
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	銅 (Cu)
305	鉛化合物	鉛 (Pb)
332	砒素及びその無機化合物	砒素 (As)
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	ふっ素 (F)
411	ホルムアルデヒド	—
412	マンガン及びその化合物	マンガン (Mn)

※1:以降、「物質番号」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に規定された物質ごとの番号を指す。

※2:以降、含有率等のデータは PRTR 排出量等算出マニュアル(第 4.2 版)の「排出量を算出する場合に換算する元素等」に基づく元素としての量を示す。

表 22-2 最終処分場において届出外排出量の推計対象とする対象化学物質

対象化学物質		排出量を算出する場合に 換算する元素等
物質番号	物質名	
94	塩化ビニル	—
309	ニッケル化合物	ニッケル (Ni)
349	フェノール	—

②推計対象とする範囲

一般廃棄物の処理施設について、化学物質の環境への排出可能性、全国における施設数や当該排出に係る測定実施数から、排出量推計が可能と見込まれるものとして、廃棄物処理法の設置許可対象である焼却施設及び最終処分場を対象とする(表 22-3)。

なお、焼却施設からの化学物質の排出先媒体としては、大気と公共用水域が想定されるが、このうち公共用水域への排出については、排水している焼却施設が少なく、対象化学物質の測定実施数も少ないことから、推計対象とせず、大気への排出のみを推計対象とする。また、最終処分場からの化学物質の排出先媒体としては、大気と公共用水域が想定されるが、このうち大気への排出については対象化学物質の測定実施数が少なく、排出量推計に必要なデータが入手できなかったことから、公共用水域への排出のみを推計対象とする。なお、令和2年度の一般廃棄物の年間処理量約 4,009 万 t(災害廃棄物を含まない)のうち、焼却施設における処理量は約 3,187 万 t(中間処理後残さを含む)、最終処分場における処理量は約 367 万 t(中間処理後最終処分量を含む)であり、今回推計対象とした施設において、大部分の一般廃棄物が処理されている(一般廃棄物処理実態調査(令和2年度、環境省))。

表 22-3 推計の対象施設

処理施設の種類 ^{※1}	想定される排出先媒体	今回の推計対象	今回対象としない理由 ^{※2}
焼却施設 (焼却能力 200kg/h 以上又は火格子面積が 2m ² 以上)	大気、公共用水域	○(大気のみ)	①(公共用水域のみ)
焼却施設(上記以外)	大気、公共用水域	—	③
粗大ごみ処理施設	大気(粉じん)	—	③
資源化等施設	—	—	①
燃料化施設	大気	—	②
保管施設	—	—	①
最終処分場	大気、公共用水域	○(公共用水域のみ)	③(大気のみ)
し尿処理施設	公共用水域	—	③
コミュニティプラント ^{※3}	公共用水域	—	③
リユース・リペア施設 ^{※4}	—	—	①

※1:「一般廃棄物処理実態調査(令和2年度、環境省)」における区分を表す。

※2:推計対象としなかった施設について、理由は下記の通り。(令和2年度時点の施設数。民間施設除く)

- ① 化学物質の環境への大きな排出が見込まれない。
- ② 施設数が少なく、排出量推計に必要なデータが入手できない。
- ③ 化学物質の環境への排出に係る測定数が少なく、排出量推計に必要なデータが入手できない。

※3:コミュニティプラントとは、廃棄物処理法第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活排水と合わせて処理する施設である(一般廃棄物処理実態調査(令和2年度、環境省))。

※4:リユース・リペア施設とは、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設とは別に、搬入されたごみのうち再使用可能なものを、修理後又はそのままの状態に住民等に販売又は譲渡する機能を有する施設を言う。廃棄物関連施設とは別に、地方公共団体の所有する施設に同様の機能が付随している場合もこれに該当する(一般廃棄物処理実態調査(令和2年度、環境省))。

(2) 利用したデータ

利用したデータは、一般廃棄物処理施設における排ガス中の化学物質濃度の測定データ等である。利用した具体的なデータの種類とその資料名を表 22-4 及び表 22-5 に示す。

表 22-4 一般廃棄物の焼却施設に係る排出量推計に利用したデータ(令和3年度)

データの種類		資料名等
①	焼却炉別・測定回別・対象化学物質別の排ガス濃度(mg/Nm ³)	一般廃棄物処理施設における PRTR 対象化学物質等の測定に係る調査(平成 28 年度、環境省)、環境研究総合推進費補助金総合研究報告書 廃棄物の焼却処理に伴う化学物質のフローと環境排出量推計に関する研究(平成 27 年度～平成 29 年度、環境省) ^{※1}
②	焼却炉別・測定回別の乾き排ガス量(Nm ³ /h)	①と同じ
③	焼却炉別・年度別の年間稼働時間(h/年)	①と同じ
④	焼却炉別・年度別の焼却処理量(t-waste/年)	①と同じ
⑤	一般廃棄物の焼却施設に係る年間焼却処理量合計値(t-waste/年)	一般廃棄物処理実態調査(令和2年度、環境省) ^{※2}

※1:平成 20 年度～平成 27 年度の測定データを用いており、その間の排ガス濃度は、令和3年度の排ガス濃度と同程度と仮定した。

※2:焼却施設の年間処理量は、令和4年 12 月時点で利用できる最新のデータが令和2年度実績であるため、令和2年度の年間処理量と令和3年度の年間処理量は同程度であるものと仮定した。

表 22-5 一般廃棄物の最終処分場に係る排出量推計に利用したデータ(令和3年度)

データの種類		資料名等
①	最終処分場別・測定回別・対象化学物質別の排出濃度(μg/L)	一般廃棄物処理施設における PRTR 対象化学物質等の測定に係る調査(平成 28 年度、環境省) ^{※1}
②	都道府県別の降雨量(mm/年)	アメダス(令和3年度、気象庁)
③	最終処分場別の埋立地面積(m ²)	一般廃棄物処理実態調査(令和2年度、環境省) ^{※2}
④	浸出係数	廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領(平成 22 年、全国都市清掃会議)

※1:平成 20 年度～平成 27 年度の測定データを用いており、その間の排出濃度は、令和3年度の排出濃度と同程度と仮定した。

※2:最終処分場の埋立地面積は、令和4年 12 月時点で利用できる最新のデータが令和2年度実績であるため、令和2年度の埋立地面積と令和3年度の埋立地面積は同程度であるものと仮定した。

(3) 推計方法の基本的考え方と推計手順

焼却施設に係る化学物質の大気への排出について、排出量は通常、処理される廃棄物の量に比例すると考えられるため、測定データをもとに全国における「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」(mg/t-waste)を算定し、都道府県別の一般廃棄物の焼却施設における年間焼却処理量(t-waste)を乗じることにより、都道府県別の対象化学物質の排出量を推計した。なお、全国における「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」は、焼却炉別の「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」を算定し、全国の焼却炉の算術平均値を用いることとした。

焼却施設からの排出量の推計手順を図 22-1 に示す。なお、図中のデータ①～⑤の番号は表 22-4 の番号に対応している。

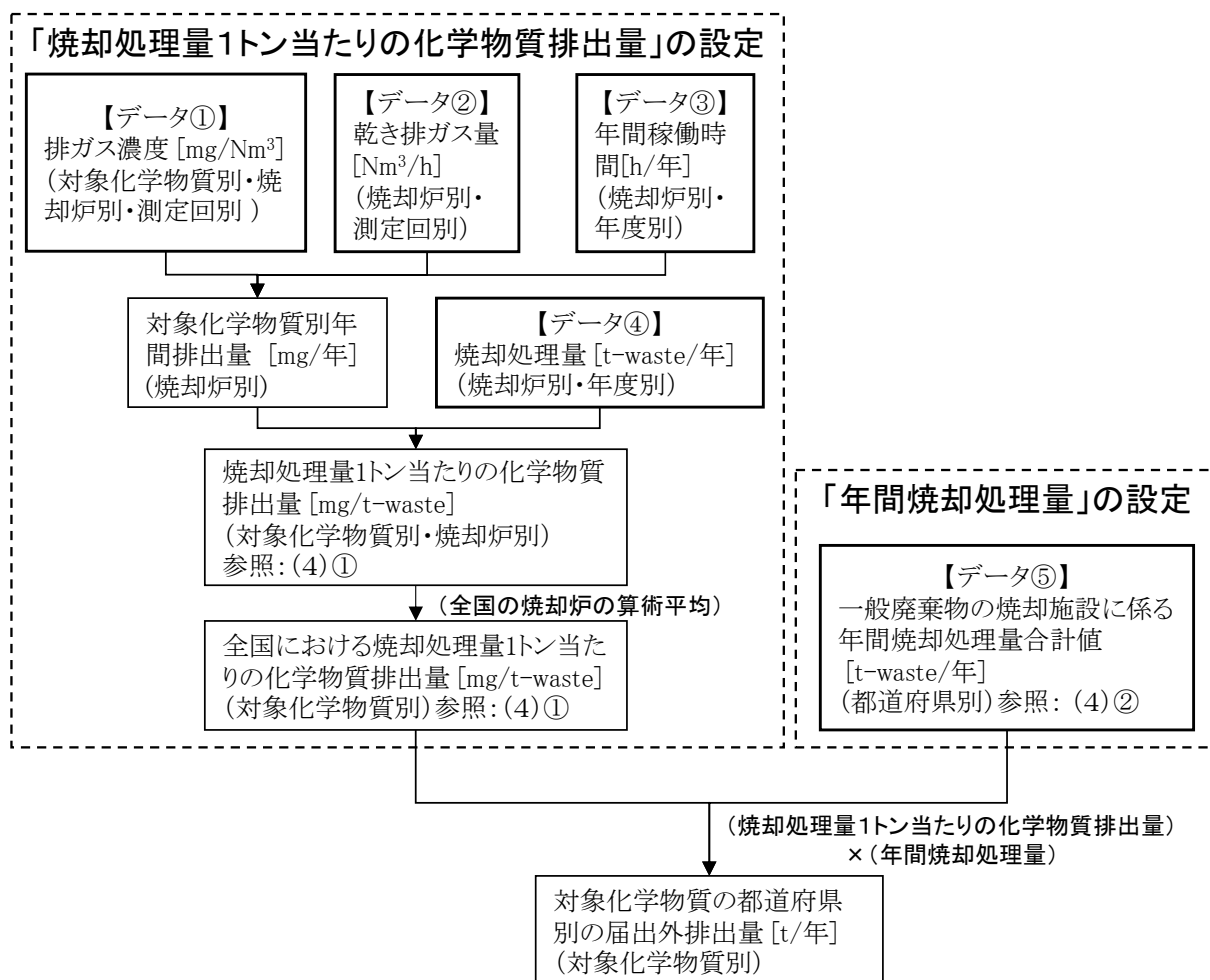


図 22-1 焼却施設に係る排出量の推計フロー

また、最終処分場に係る公共用水域への排出について、排出量は通常、放流量に比例すると考えられるため、測定データをもとに全国における「放流量1L 当たりの平均的な化学物質排出濃度(以下「平均排出濃度」という) ($\mu\text{g/L}$)」を算定し、都道府県別の一般廃棄物の最終処分場における年間放流量(L)を乗じることにより、都道府県別の対象化学物質の排出量を推計した。なお、全国における「平均排出濃度」は、最終処分場別の「平均排出濃度」を算定し、全国の最終処分場の算術平均値を用いることとした。

最終処分場からの排出量の推計手順を図 22-2 に示す。なお、図中のデータ①～④の番号は表 22-5 の番号に対応している。

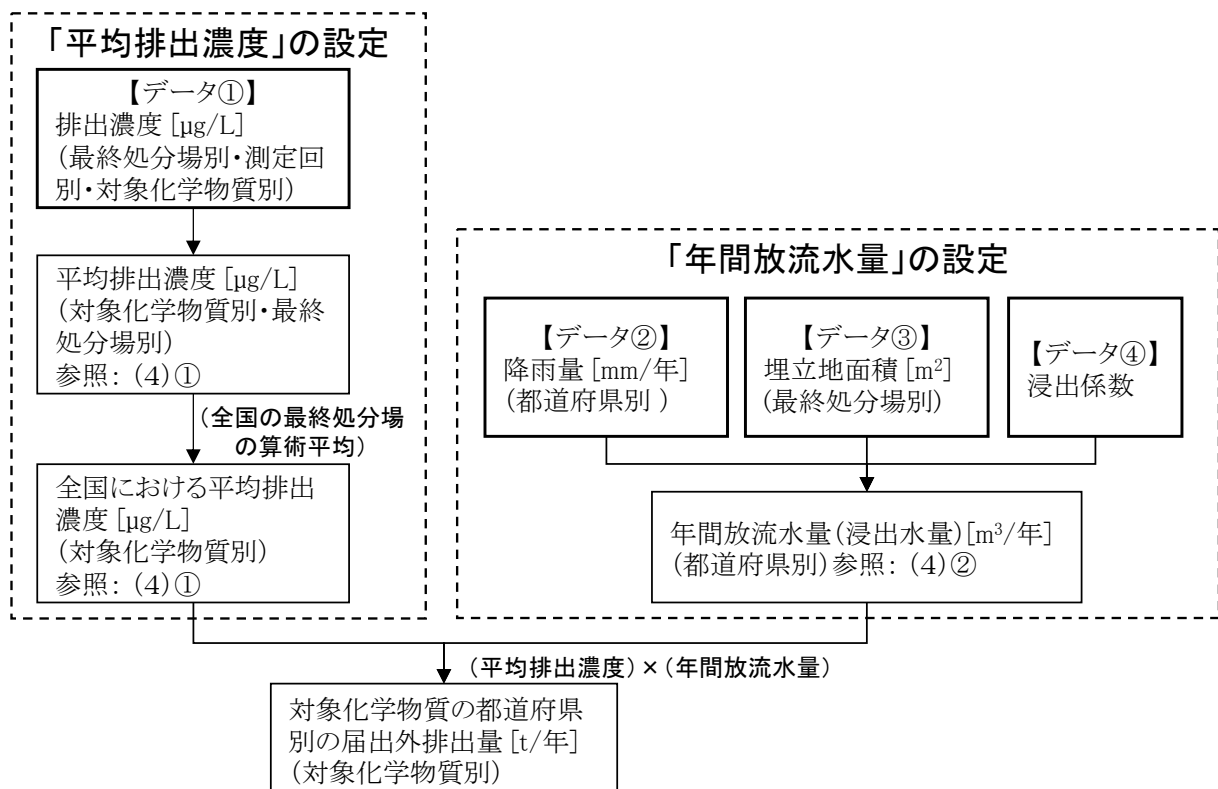


図 22-2 最終処分場に係る排出量の推計フロー

(4) 推計方法の詳細

①焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量／平均排出濃度の推計方法

1) 焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量／平均排出濃度の推計区分

一般廃棄物の焼却施設には、ストーカ式や流動床式などの他、ガス化改質方式によるもの、溶融炉を併設するものなど様々な種類がある。また、焼却施設からの化学物質の大気への排出を考える場合、このような施設の種類のほかに、設置される排ガス処理設備、特にバグフィルタの有無や、焼却施設の年間処理量により「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」の傾向は異なる可能性がある。ただし、今回の推計で用いたアンケート調査では、一部の施設等について十分な回答数が得られなかったため、施設の種類、排ガス処理設備及び年間処理量については区別せずに物質別の「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」を推計することとする。なお、一般廃棄物の焼却施設では、平成11年にダイオキシン特措法が施行されて以降、排ガス処理設備として多くの施設でバグフィルタが導入されている。今回の推計では、それ以降の平成20年度から平成27年度の測定データを用いているため、排ガス処理設備の違いが全国における「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」に及ぼす影響は小さいと考えられる。

一般廃棄物の最終処分場には、埋立を行っている施設と、既に埋立が終了している施設がある(表22-6)。既に埋立が終了している最終処分場では、覆土を施して雨水を排除することにより、浸出係数が小さくなるため、埋立を行っている最終処分場と既に埋立が終了している最終処分場では、浸出水量の傾向が異なる可能性がある。このため、推計に当たっては、埋立を行っている最終処分場と、既に埋立が終了している最終処分場で分けて浸出水量を推計し、公共用水域への化学物質の排出量を推計することとする。なお、最終処分場からの化学物質の公共用水域への排出を考える場合、埋立を行っているかどうかのほかに、浸出液の処理方法により排出濃度の傾向は異なる可能性がある。ただし、今回の推計で用いたアンケートでは、一部の施設等について十分な回答数が得られなかったため、浸出液の処理方法については区別せずに物質別の「平均排出濃度」を推計することとする。

表 22-6 一般廃棄物の最終処分場の現状別の施設数

最終処分場の現状	施設数
受入中(埋立を行っている)	1,051
埋立終了(既に埋立が終了している)	557
合計	1,608

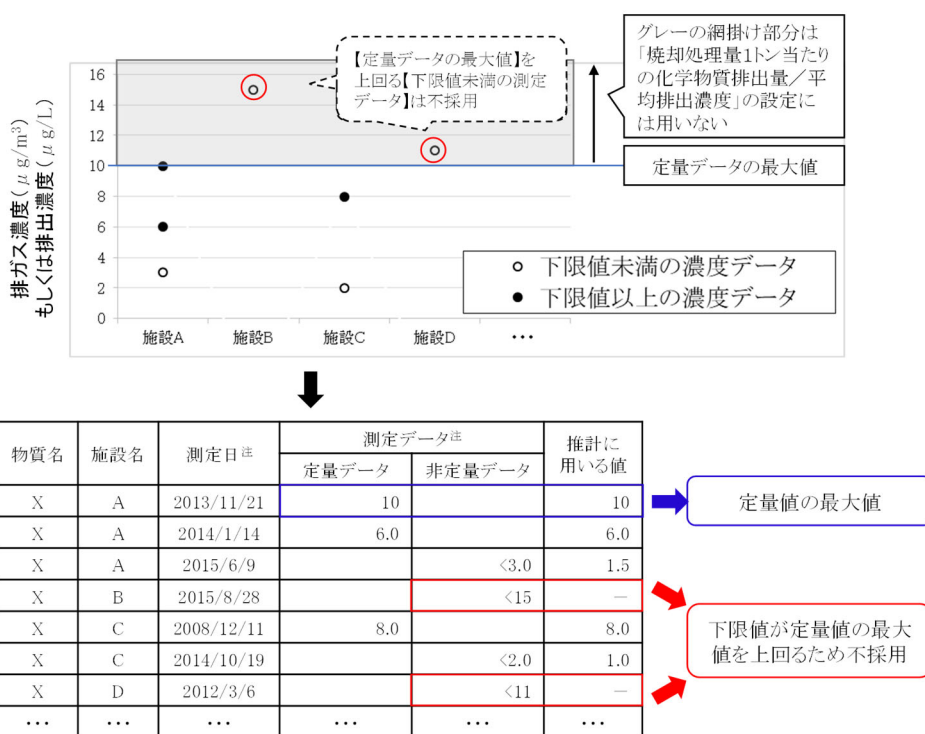
出典:一般廃棄物処理実態調査(令和2年度、環境省)

2)「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量／平均排出濃度」の推計に使用する測定データの前提条件

(2)で示したとおり、アンケート調査で収集された自治体調査データについては、推計方法の検討時点で既に実施済みの調査に基づくものであり、各々の下限値などの測定条件が必ずしも揃っているものではない。したがって、焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量／平均排出濃度の推計に使用する測定データの前提条件をそろえる必要であり、これらを下記の通りとする。なお、焼却施設についてはア)及びイ)、最終処分場についてはア)を前提条件としている。

ア)ある施設の当該物質の下限値が全施設の定量値の最大値を上回る場合の取扱い

下限値未満のデータは、その真値が0に近い値か下限値に近い値かが不明であり、不確実性が大きい。本推計では、後述のとおり、下限値未満のデータについて、その1/2を用いることとしているため、あまりに大きな下限値未満のデータを用いると過大推計となることが懸念される。したがって、ある施設の下限値未満のデータのうち、全施設の定量値の最大値を上回るデータについては、「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量／平均排出濃度」の推計には用いないこととする(図 22-3)。



注: 図表中の測定日や測定データについては、仮の値であり、推計に用いた値ではないことに注意が必要

図 22-3 焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量／平均排出濃度の推計に用いる測定データ

イ)測定時の排ガス量が把握できていること

焼却施設からの排出量の推計には、排ガス濃度の他に排ガス量の把握が必要であるため、排ガス濃度の測定時における乾きガス量が把握できることを条件とする。

3) 焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量／平均排出濃度の推計

焼却施設からの大気への排出に係る焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量については、(4)①2)で採用する測定データを使い、物質別に以下の式のとおり年度別、焼却炉別の焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量を求めた。ひとつの焼却施設について複数の焼却炉がある場合には、炉別に焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量を求めた。

なお、PRTR 排出量等算出マニュアルの整理に則り、下限値未満のデータに対しては、推計された下限値の 1/2 の数値を充て、焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量を算定している。

X_i 年度における Y 焼却炉からの排出量 (mg/年)

$$= \{ X_i \text{ 年度における } Y \text{ 焼却炉の [排ガス濃度(mg/Nm}^3\text{)} \times \text{乾き排ガス量(Nm}^3\text{/時)] の平均値 (mg/時)} \} \times \text{年間稼働時間(時/年)}$$

X_i 年度における Y 焼却炉の焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量 (mg/t-waste)

$$= X_i \text{ 年度における } Y \text{ 焼却炉からの排出量(mg/年)} \div \text{年間焼却処理量(t-waste/年)}$$

Y 焼却炉の焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量 (mg/t-waste)

$$= \{ X_1 \text{ 年度における } Y \text{ 焼却炉の焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量(mg/t-waste)} \\ + X_2 \text{ 年度における } Y \text{ 焼却炉の焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量(mg/t-waste)} \\ + \dots \\ + X_n \text{ 年度における } Y \text{ 焼却炉の焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量(mg/t-waste)} \} / n$$

以上の結果をまとめると、一般廃棄物の焼却施設に係る大気への焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量は表 22-7 に示すとおりとなり、これらの 10 物質が排出量推計の対象となる。

表 22-7 一般廃棄物の焼却処理施設に係る大気への焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量

物質番号	対象化学物質名	大気への焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量* (mg/t-waste)
1	亜鉛の水溶性化合物	35
75	カドミウム及びその化合物	25
87	クロム及び三価クロム化合物	95
237	水銀及びその化合物	51
272	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)	32
305	鉛化合物	84
332	砒素及びその無機化合物	9.6
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	3,800
411	ホルムアルデヒド	920
412	マンガン及びその化合物	7.1

※: 下限値に充てる数値により幅を持つ値であることに注意が必要((参考2)を参照)。

最終処分場からの公共用水域への排出に係わる平均排出濃度については、(4)①2)で採用する測定データを使い、物質毎に以下の式のとおり年度別、施設別の平均排出濃度を求めた。

なお、PRTR 排出量等算出マニュアルの整理に則り、下限値未満のデータに対しては、推計された下限値の 1/2 の数値を充て、平均排出濃度を算定している。

$$\left[\begin{array}{l}
 \text{Y 施設の平均排出濃度} (\mu \text{ g/L}) \\
 = \{ \text{X}_1 \text{ 年度における Y 施設の平均排出濃度} (\mu \text{ g/L}) \\
 + \text{X}_2 \text{ 年度における Y 施設の平均排出濃度} (\mu \text{ g/L}) \\
 + \dots \\
 + \text{X}_n \text{ 年度における Y 施設の平均排出濃度} (\mu \text{ g/L}) \} / n
 \end{array} \right.$$

以上の結果をまとめると、一般廃棄物の最終処分場に係る公共用水域への平均排出濃度は表 22-8 に示すとおりとなり、これらの3物質が排出量推計の対象となる。

表 22-8 一般廃棄物の最終処分場に係る公共用水域への平均排出濃度

物質 番号	対象化学物質名	公共用水域への 平均排出濃度 (μg/L) ※	
		受入中	埋立終了
94	塩化ビニル	1.9	1.9
309	ニッケル化合物	36	26
349	フェノール	42	15

※: 下限値に充てる数値により幅を持つ値であることに注意が必要((参考2)を参照)。

②年間焼却処理量／年間放水量の推計方法

1) 一般廃棄物の焼却施設における年間焼却処理量の推計

排出量推計に用いる一般廃棄物の年間焼却処理量は、「一般廃棄物処理実態調査(令和2年度)」の年間処理量の合計を用いることとする(表 22-9)。

2) 一般廃棄物の最終処分場における年間放流水量の推計

最終処分場における放水量は浸出水量と同じものと見なし、浸出水量は以下の算定式で求めることとする。なお、浸出係数については、受入中の最終処分場では「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領(平成22年、全国都市清掃会議)」に示されている0.51～0.79の中間の値である0.65、埋立が終了している最終処分場では、同設計・計画要領に示されている0.31～0.47の中間の値である0.39を用いることとする。降雨量については、アメダス(令和3年度)から得られた都道府県別の降雨量の観測データ、埋立地集水面積は一般廃棄物処理実態調査(令和2年度)の埋立地集水面積の合計を用いることとする(表 22-10)。

$$Q = 1/1000 \cdot C_1 \cdot I_1 \cdot A_1 + 1/1000 \cdot C_2 \cdot I_2 \cdot A_2$$

Q: 浸出水量(m³/日)
C₁: 受入中施設の浸出係数
I₁: 受入中施設の降雨量(mm/日)
A₁: 受入中施設の埋立地集水面積(m²)
C₂: 埋立終了施設の浸出係数
I₂: 埋立終了施設の降雨量(mm/日)
A₂: 埋立終了施設の埋立地集水面積(m²)

表 22-9 一般廃棄物の焼却施設における都道府県別の焼却処理量(令和3年度)

都道府県 コード	都道府県名	年間焼却処理量 (t-waste/年)
1	北海道	1,197,796
2	青森県	386,296
3	岩手県	348,222
4	宮城県	665,049
5	秋田県	310,353
6	山形県	301,527
7	福島県	641,306
8	茨城県	811,525
9	栃木県	536,230
10	群馬県	594,423
11	埼玉県	1,874,107
12	千葉県	1,523,182
13	東京都	3,351,858
14	神奈川県	2,118,870
15	新潟県	640,275
16	富山県	298,170
17	石川県	281,429
18	福井県	226,292
19	山梨県	244,980
20	長野県	485,939
21	岐阜県	532,893
22	静岡県	1,044,616
23	愛知県	2,035,890
24	三重県	488,851
25	滋賀県	349,697
26	京都府	594,457
27	大阪府	2,651,649
28	兵庫県	1,509,181
29	奈良県	340,008
30	和歌山県	281,040
31	鳥取県	144,035
32	島根県	164,254
33	岡山県	502,329
34	広島県	652,318
35	山口県	406,356
36	徳島県	203,966
37	香川県	226,837
38	愛媛県	362,803
39	高知県	214,080
40	福岡県	1,269,778
41	佐賀県	223,984
42	長崎県	406,341
43	熊本県	448,302
44	大分県	348,490
45	宮崎県	166,781
46	鹿児島県	446,135
47	沖縄県	416,175
合計		33,269,075

出典:一般廃棄物処理実態調査(令和3年度、環境省)

表 22-10 一般廃棄物の最終処分場における都道府県別の浸出水量(令和3年度)

都道府県 コード	都道府県名	埋立地面積(m ²)		降雨量 (mm/年)	浸出水量(推計値)(m ³ /年)	
		受入中	埋立終了		受入中	埋立終了
1	北海道	4,819,189	2,620,145	1,177	3,686,921	1,202,725
2	青森県	792,415	260,422	1,361	701,010	138,229
3	岩手県	417,462	200,896	1,250	339,052	97,898
4	宮城県	743,480	123,837	1,105	534,005	53,368
5	秋田県	842,619	356,423	1,871	1,024,751	260,078
6	山形県	392,463	75,987	1,097	279,846	32,510
7	福島県	530,321	212,145	1,212	417,615	100,235
8	茨城県	233,092	380,265	1,584	239,916	234,838
9	栃木県	143,308	126,446	1,616	150,531	79,691
10	群馬県	437,405	185,237	1,249	354,965	90,195
11	埼玉県	626,358	288,736	1,427	580,978	160,690
12	千葉県	489,015	851,800	1,786	567,698	593,313
13	東京都	3,828,710	380,688	1,952	4,856,623	289,736
14	神奈川県	583,371	1,119,470	1,878	711,931	819,704
15	新潟県	411,742	271,708	1,847	494,317	195,719
16	富山県	160,700	50,664	2,400	250,692	47,422
17	石川県	686,956	64,593	2,561	1,143,318	64,502
18	福井県	131,858	27,605	2,630	225,368	28,309
19	山梨県	0	40,570	1,174	0	18,575
20	長野県	356,879	311,400	1,051	243,802	127,640
21	岐阜県	818,464	153,236	2,147	1,142,207	128,309
22	静岡県	423,410	355,802	2,190	602,587	303,821
23	愛知県	1,055,266	913,436	1,837	1,259,697	654,235
24	三重県	645,099	200,761	1,621	679,709	126,919
25	滋賀県	242,369	436,441	1,700	267,739	289,275
26	京都府	545,412	252,000	1,926	682,801	189,287
27	大阪府	831,425	104,876	1,901	1,027,080	77,734
28	兵庫県	1,913,740	78,522	1,574	1,957,947	48,202
29	奈良県	165,745	56,600	1,517	163,379	33,475
30	和歌山県	175,400	31,779	1,637	186,634	20,289
31	鳥取県	63,300	42,200	2,217	91,218	36,487
32	島根県	229,446	76,401	2,140	319,159	63,764
33	岡山県	242,463	599,786	1,156	182,187	270,408
34	広島県	761,462	46,700	2,171	1,074,537	39,540
35	山口県	546,567	203,151	1,997	709,471	158,220
36	徳島県	82,300	111,088	1,403	75,027	60,762
37	香川県	268,573	213,085	1,101	192,117	91,455
38	愛媛県	223,863	260,205	1,506	219,139	152,829
39	高知県	194,107	18,711	2,905	366,523	21,199
40	福岡県	1,289,932	137,951	1,917	1,607,320	103,136
41	佐賀県	219,842	54,971	2,481	354,528	53,189
42	長崎県	418,517	66,977	2,248	611,401	58,707
43	熊本県	223,869	177,313	2,374	345,452	164,167
44	大分県	600,973	0	1,490	581,847	0
45	宮崎県	199,063	278,969	3,053	394,966	332,106
46	鹿児島県	494,270	216,591	2,753	884,311	232,505
47	沖縄県	196,706	55,000	2,573	328,981	55,191
	合計	29,698,926	13,091,589	85,754	33,111,302	8,400,589

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和2年度、環境省)、アメダス(令和3年度、気象庁)

注：以降の表については、四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

(5) 推計結果

以上の推計方法に従って推計した一般廃棄物処理施設に係る全国の届出外排出量を表 22-11 に示す。

表 22-11 一般廃棄物処理施設に係る届出外排出量の推計結果(令和3年度)

物質 番号	対象化学物質名	年間排出量 (kg/年)		
		焼却施設	最終処分場	合計
1	亜鉛の水溶性化合物	1,178		1,178
75	カドミウム及びその化合物	830		830
87	クロム及び三価クロム化合物	3,174		3,174
94	塩化ビニル		78	78
237	水銀及びその化合物	1,704		1,704
272	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)	1,065		1,065
305	鉛化合物	2,790		2,790
309	ニッケル化合物		1,422	1,422
332	砒素及びその無機化合物	318		318
349	フェノール		1,504	1,504
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	127,404		127,404
411	ホルムアルデヒド	30,623		30,623
412	マンガン及びその化合物	237		237
合計		169,323	3,003	172,326

注: 下限値に充てる数値により幅を持つ値であることに注意が必要((参考2)を参照)。

(参考1)届出・届出外排出量との比較

今回推計した一般廃棄物処理施設に係る排出量を、令和3年度のPRTR届出排出量及び届出外排出量と比較した結果を表22-12に示す。令和3年度のPRTR届出排出量と届出外排出量の合計に対する一般廃棄物処理施設に係る排出量の割合は、水銀及びその化合物を除き、多くの物質で1%未満となった。

表 22-12 排出量推計結果の届出・届出外排出量との比較

物質番号	対象化学物質名	R3届出排出量 ^{※1}	R3届出外排出量 ^{※2}	一般廃棄物の処理施設に係る排出量	【一廃】/【届出+届出外】	
		A	B		C	C/(A+B)
		kg/年	kg/年		kg/年	%
1	亜鉛の水溶性化合物	636,316	66,203	1,178	0.17%	
75	カドミウム及びその化合物	34,585	2,368	830	2.2%	
87	クロム及び三価クロム化合物	198,511	6,816	3,174	1.5%	
94	塩化ビニル	163,108	1,254	78	0.047%	
237	水銀及びその化合物	930	3,113	1,704	42%	
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	125,020	13,877	1,065	0.77%	
305	鉛化合物	3,077,191	18,588	2,790	0.090%	
309	ニッケル化合物	108,692	83,504	1,422	0.74%	
332	砒素及びその無機化合物	829,704	1,311	318	0.038%	
349	フェノール	221,613	4,241	1,504	0.67%	
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1,910,592	1,000,616	127,404	4.4%	
411	ホルムアルデヒド	188,565	5,766,723	30,623	0.51%	
412	マンガン及びその化合物	1,120,737	4,358	237	0.021%	

※1:全媒体(大気、公共用水域、土壌、敷地内埋立)の合計値

※2:全排出源(「1.対象業種の事業者のすそきり以下」～「23.産業廃棄物焼却施設」)の合計値

(参考2)非定量データの焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量/平均排出濃度への影響

(4)①②のとおり、下限値未満のデータは、その真値が0に近いか下限値に近い値かが不明であり、不確実性が大きい。そのため、本来は、非定量データを除いた、定量データのみで「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量/平均排出濃度」を推計することが望ましい。ただし、今回の推計で用いたアンケート調査では、その推計に用いることができる定量データが十分に得られなかったため、下限値未満であるという情報を持つ非定量データを可能な限り有効活用することとした。

今回の推計に用いた非定量データは、上述のとおり不確実性が大きいため、その取扱い方により「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量/平均排出濃度」の推計に大きく影響する可能性がある。そこで、今回の推計では、全ての物質について、前述のとおり下限値未満のデータに対して、その下限値の1/2の数値を充てることとしたが、ここでは、非定量データを用いることによる不確実性を確認することを目的として、下限値未満のデータに対してその下限値の1倍、1/2倍、0倍の数値をそれぞれ充てた場合の影響について一般廃棄物の焼却施設、最終処分場毎に考察した。

焼却施設の排ガスに係る焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量を図 22-4 に、最終処分場の排水に係る平均排出濃度を図 22-5 及び図 22-6 に示す。また、参考として、今回の推計に用いた定量データと非定量データの件数を焼却施設、最終処分場についてそれぞれ表 22-13、表 22-14 に示した。

焼却施設の排ガスについては、測定データの合計の件数に占める定量データの件数の割合が低く(表 22-13)、「カドミウム及びその化合物」や「砒素及びその無機化合物」は、非定量データの取扱いによって「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」の変動が特に大きいため、そのほかの物質と比較して、不確実性が大きいと考えられる。一方、データの合計件数に占める定量データの件数の割合が相対的に高い、水銀及びその化合物については、非定量データの取扱いによって「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量」の変動は小さいため、相対的に不確実性は小さいと考えられる。

また、最終処分場の排水については、いずれの物質も、測定データの合計の件数に占める定量データの割合が10~20%にとどまっており、非定量データの取扱いによって、「平均排出濃度」の変動は大きいため、不確実性は大きいと考えられる。

以上のように、測定データの合計の件数に占める定量データの件数の割合が低い物質については、「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量/平均排出濃度」が大きく変動し、推計における不確実性が大きいことが分かる。したがって、特に、定量データの件数が少ない物質については、引き続き一般廃棄物処理施設における排ガス等の濃度データ等を収集し、「焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量/平均排出濃度」の精度の向上に努めることが望ましいと考えられる。

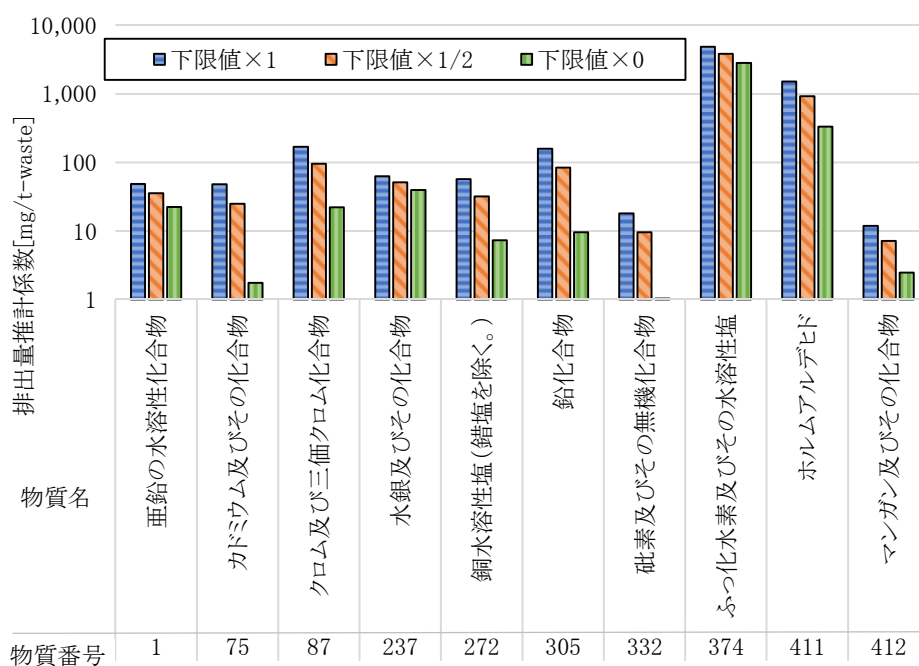


図 22-4 焼却施設の排ガスに係る焼却処理量1トン当たりの化学物質排出量

表 22-13 焼却施設の排ガス濃度に係る定量／非定量別の測定データ件数

物質番号	対象化学物質名	定量データ [件]*	非定量データ [件]*	合計 [件]
1	亜鉛の水溶性化合物	7 (41%)	10 (59%)	17
75	カドミウム及びその化合物	5 (5%)	92 (95%)	97
87	クロム及び三価クロム化合物	15 (63%)	9 (38%)	24
237	水銀及びその化合物	104 (72%)	41 (28%)	145
272	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)	7 (27%)	19 (73%)	26
305	鉛化合物	18 (19%)	79 (81%)	97
332	砒素及びその無機化合物	2 (11%)	16 (89%)	18
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	32 (63%)	19 (37%)	51
411	ホルムアルデヒド	4 (31%)	9 (69%)	13
412	マンガン及びその化合物	2 (18%)	9 (82%)	11

※:()内は、合計の件数に占める定量データもしくは非定量データの件数の割合を示す。

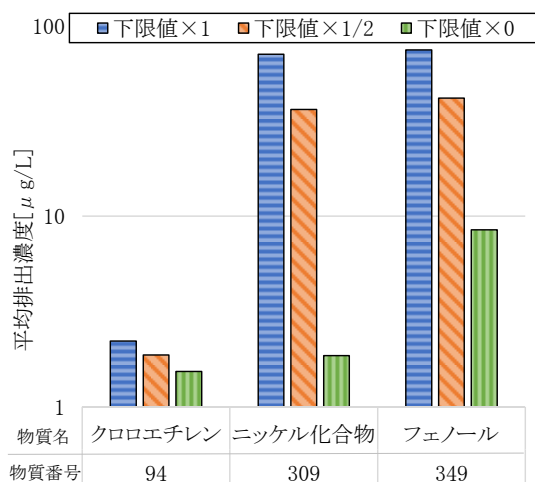


図 22-5 最終処分場の排水に係る平均排出濃度(受入中)

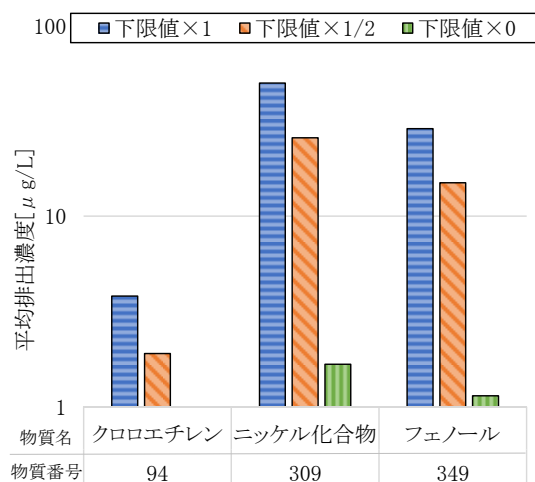


図 22-6 最終処分場の排水に係る平均排出濃度(埋立終了)

表 22-14 最終処分場の排水濃度に係る定量/非定量別の測定データ件数

物質番号	対象化学物質名	定量データ [件]※	非定量データ [件]※	合計 [件]
1	亜鉛の水溶性化合物	3(15%)	17(85%)	20
75	カドミウム及びその化合物	4(17%)	20(83%)	24
87	クロム及び三価クロム化合物	4(11%)	32(89%)	36

※:()内は、データの合計件数に占める定量データもしくは非定量データの件数の割合を示す。